

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合  
業務課 052-211-2439

### 令和3年度 健康保険被扶養者の資格確認について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、適正な保険給付と高齢者医療制度に係る納付金・支援金の適正な負担のために毎年被扶養者の資格確認を行っています。

つきましては、本年度は資格確認業務を(株)大和総研へ委託することに伴い、事業主様へ確認対象者の被保険者様宛の封筒をお送りいたしますので、該当の被保険者様へお渡しください。

事業主様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 確認対象の方

(1) 令和3年4月1日時点で18歳以上の方

※ただし、原則として令和3年6月1日以降に扶養認定された方は除きます。

##### 2. 提出書類 「健康保険被扶養者確認調書」(添付書類は原則不要です)

※同封の返信用封筒にて、被保険者様から委託業者へご提出いただきます。

##### 3. 提出期限 令和4年3月15日(火)

##### 4. 注意事項

※確認調書にて扶養の事実確認等ができない場合には、別途書類を提出していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※提出期限までに確認調書などの提出がなかった方につきましては、被扶養者から削除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

※「健康保険被扶養者確認調書」は令和3年12月10日現在のデータで作成しております。行き違いで、すでに資格喪失(削除)された方の分がございましたら、封筒は破棄くださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。